

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会 共催・後援名義使用承認取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、会員や団体並びに企業等が、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（JRPS）の共催・後援名義使用について、承認する名義、承認基準等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認する名義)

第2条 使用の承認を行う名義は、「公益社団法人日本網膜色素変性症協会（JRPS）」とする。

(承認の決定)

第3条 名義使用の承認決定は、理事長が行う。

(承認基準)

第4条 名義使用を承認する基準は、次のとおりとする。

(1) 事業内容等が、次に掲げる事項に該当するものであること。

- イ 事業内容が明らかに、研究推進、治療法の確立、QOLの向上に寄与すると考えられるもの。ただし、政治、宗教活動と認めるものは除く。
- ロ JRPSの方針に沿う事業内容であること。
- ハ 営利につながる事業でないこと。

(2) 前号に規定するもののほか、次に掲げる事項に該当するものであること。

- イ 主催者の存在が明らかで、事業を完全に遂行する能力があると認められるものであること。
- ロ 事業の実施に当たっては、事故防止などについて十分な対策がなされていること。共催名義申請の場合は、行事保険をかけることを求めることとする。

(申請)

第5条 名義使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ共催・後援名義使用許可申請書（以下「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。申請内容に変更が生じたときも、同様とする。

(許可)

第6条 理事長は、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、名義の使用を許可する。

2 前項の規定により、理事長は、名義の使用許可を決定したときは、速やかに共催・後援名義使用許可通知書によりその旨を通知するものとする。

(許可の取消し)

第7条 理事長は、名義の使用に当たり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 申請書の内容と違う事業を行うとき。
- (3) 共催・後援等の名義使用にふさわしくない事業を行おうとしたとき。
- (4) JRPSの指示に従わないとき。

2 理事長は、名義の使用許可を取り消すことを決定したときは、直ちに名義使用許可取消通知書によりその旨を通知しなければならない。

(事業完了報告)

第8条 名義の使用許可を受けた者は、事業終了後、速やかに事業完了報告書を提出しなければならない。

附則

この規程は、平成29年1月14日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式1号

共催・後援名義使用許可申請書

年 月 日

公益社団法人日本網膜色素変性症協会
理事長

殿

団体名

代表者名

連絡先住所：

電話：

次の事業実施に関し、後援名義の使用について、申請いたします。

事業名	
使用施設	
使用日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
事業内容	主催者名 催し内容 参加予定人員 名 入場料：有料 (円) ・無料
共催・後援を必要とする理由	

様式2号

年 月 日

(申請者)

公益社団法人日本網膜色素変性症協会
理事長

共催・後援名義使用許可通知書

年 月 日付で申請のあった件につきまして、次のとおり共催・後援 名義使用の許可を決定しましたので、通知します。

1. 事業名

2. 開催日時

年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで

3. 使用施設

4. 主催団体等 主催者名

代表者名

5. 使用条件

様式3号

年 月 日

(申請者)

公益社団法人日本網膜色素変性症協会
理事長

名義使用許可取消通知書

年 月 日付で許可した件について、次のとおり共催・後援 名義使用の許可を取り消しましたので、通知します。

事業名

様式4号

年 月 日

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会
理事長

殿

団体名

代表者名

事業完了報告書

公益社団法人日本網膜色素変性症協会の名義を使用し、 年 月 日に実施した事業
について、次の通り報告いたします。

事業名	
使用施設名	
参加人数	

※収支決算書を含めた必要書類を添付してください。